令和７年度		一般会計歳出 第 10 款 2 項 2 目 12 節 委託料	
受付番号	種目番号 ―	連絡先	委託担当 資源循環局　政策調整課　調査等担当 TEL 671 - 4565

設　計　書

1　委　託　名	ごみ組成等調査委託
2　履　行　場　所	資源循環局金沢工場ほか
3　履　行　期　間	☑期間　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで
又　は　期　限	□期限
4　契　約　区　分	□確定契約　　☑概算契約
5　その他特約事項	なし
6　現　場　説　明	☑　不要 □　要　（　月　日　時　分、場所　）
7　委　託　概　要	本委託は、ごみの組成調査を行うものである。

横浜市資源循環局

8　部分払

☑する　　（　　２回以内）

□しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
前期調査	4月～9月	1	式		（　　）
後期調査	10月～3月	1	式		（　　）

＊　単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

＊　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　）で囲む。

委託代金額　　（　　）

内訳　　業務価格　　（　　）

消費税等相当額　　（　　）

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
業務価格						
工場搬入ごみ調査		1	式		(　　)	第1号内訳書
家庭系ごみ調査		1	式		(　　)	第2号内訳書
計					(　　)	
消費税等相当額					(　　)	
計					(　　)	
業務委託料					(　　)	

※概算数量の場合は、数量及び金額を(　　)で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第1号内訳書 （工場搬入ごみ調査内訳）						
1　試料採取・分類計量・水分量測定費		(48)	回		( )	
小計					( )	
2　ごみ化学分析						
(1) 試料破砕作業		(4)	回		( )	
(2) 試料調製		(22)	検体		( )	
(3) 灰分、可燃分分析		(22)	検体		( )	
(4) 元素分析 （炭素、水素、窒素）		(22)	検体		( )	
(5) 元素分析 （硫黄、塩素）		(22)	検体		( )	
(6) 発熱量		(22)	検体		( )	
小計					( )	
3　報告書作成		1	式			
小計						
計					( )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

横浜市資源循環局

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第2号内訳書 （家庭系ごみ調査内訳）						
1 燃やすごみ及び別途回収品調査						
(1) 試料採取・分類計量・水分量計測（土日祝日以外の場合）		(17)	回		( )	
(2) プラスチック類分類計量		(17)	回		( )	
(3) 試料採取・分類計量・水分量計測（土日祝日の場合）		(1)	回		( )	
(4) プラスチック類分類計量		(1)	回		( )	
(5) 報告書作成		1	式			
小計					( )	
2 缶・びん・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ及び小さな金属類調査						
(1) 試料採取・分類・計量（土日祝日以外の場合）		(4)	回		( )	
(2) かさ比重・本数調査（土日祝日以外の場合）		(4)	回		( )	
(3) 試料採取・分類・計量（土日祝日の場合）		(2)	回		( )	
(4) かさ比重・本数調査（土日祝日の場合）		(2)	回		( )	
(5) 報告書作成		1	式			
小計					( )	
3 プラスチック資源調査						
(1) 試料採取・分類・計量（土日祝日以外の場合）		(15)	回		( )	
(2) 試料採取・分類・計量（土日祝日の場合）		(3)	回		( )	
(3) 報告書作成		1	式			
小計					( )	
計					( )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を(　　)で囲む

横浜市資源循環局

令和６年11月版

調査等担当委託共通仕様書

１　総則

(1) 本委託は、委託契約約款を適用する。

(2) 本委託の仕様は、特記してある事項のほかは、この共通仕様書の定めるところによる。記載事項に差異がある場合は、特記を優先する。

２　官公署への届出等

委託実施に必要な官公署への手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとし、その費用は受託者の負担とする。また、必要な届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により、事前に委託者に報告しなければならない。

３　提出書類

受託者は、次に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

(1) 本委託の実施にあたり、計量法（平成４年法律第51号）第107条の計量証明の事業の登録が必要な場合は、当該登録を証明する書類

(2) 特記事項で提出を定めた書類

(3) その他協議により定めた書類

４　部分払い

受託者は、部分払いをする契約のときは、委託契約約款第32条第２項に基づき、前期（９月30日まで）に採取した試料に係る部分払いを請求することができる。この場合においては、10月31日まで（前期の測定にダイオキシン類を含むときは11月15日まで）に協議により定めた成果物を提出し、検査に合格しなければならない。

５　試料の保管等

受託者は、委託者の確認が終了するまでは、試料を適切に保管しなければならない。また、委託者の確認の終了後、受託者は、関係法令に基づき試料を適正に処理しなければならない。

６　試験室の視察への協力

受託者は、委託者が精度管理のため受託者の試験室の視察を求めたときには、これを受け入れ協力しなければならない。

特記事項

１　委託名称

ごみ組成等調査委託

２　調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。なお準備が必要と想定されるものは、例を表１－１に示す。また、委託者所有の用具（表１－２）を受託者が使用することもできる。

３　分類作業場所

原則、金沢工場敷地内の委託者が指定する場所

４　調査期間

令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

⑴　前期：令和７年４月１日～令和７年９月 30 日

⑵　後期：令和７年 10 月１日～令和８年３月 31 日

５　調査日時

委託者の指定する日時（原則日曜祝日以外とするが、委託者都合により日曜祝日に行う場合がある）

採取及び分類、その他の作業時間は原則８時 30 分から 17 時までとする。

家庭系ごみ調査の試料採取は、１つの試料の採取が複数日に分かれることがある。

６　調査内容

６－１　工場搬入ごみ

⑴　調査対象：次の４工場を調査する。

ア　鶴見工場：鶴見区末広町１-15-１

イ　旭工場　：旭区白根 2-8-1

ウ　金沢工場：金沢区幸浦 2-7-1

エ　都筑工場：都筑区平台 27-1

⑵　調査回数

48 回（４工場×１回／月×12 か月）。原則１日に１工場の実施とする。

⑶　調査方法

ア　試料採取

調査対象工場のホッパーステージにおいて、クレーンで降ろしたごみ（概ね 300～400kg 程度）を平らに広げる。ごみを偏らないように、試料採取容器に４籠（計 800ℓ）採取し、計量する。籠へ採取しないごみは、その場で廃棄する。４籠のうち、委託者が指定する２籠（計 400ℓ）を確保し、残り２籠はその場で廃棄する。確保した２籠は、金沢工場内の委託者指定場所へ運搬（運搬時には、試料の飛散・降雨等の対策を講じること）し、調査試料とする。

イ　分類計量

表２に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

ウ　水分量計測

表２に従い、分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量後、乾燥機で 80℃、原則７日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、７日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は、委託者の指示に従い廃棄する。

エ　ごみ化学分析

水分量計測後の試料のうち、委託者が指定した月（四半期ごとを目途とする）のものを粉砕及び試料調製し、表４の項目について分析を行う。

(ｱ)　粉砕及び試料調製

4工場ごと及び分類項目ごと(原則、紙類、プラスチック類、木竹類、厨芥類、繊維類、その他の6項目)に、粉砕機を用いて2mm 以下に粉砕し、その一部を以下のように試料調製する。

a　工場別分析試料調製:各工場の組成(dry/dry%)に応じて、各項目の粉砕試料を十分混合し、各工場の代表試料を調製する。

b　項目別分析試料調製:項目ごとに4工場分4回分の試料を等量ずつ混合する。

(ｲ)　分析等

分析方法は表4に記載の通り。

以下の項目の割合(湿基準%)を小数点以下2桁まで算出し、報告書にまとめる。

a　水分(前項 ウ 水分量計測結果のうちごみ化学分析を行った検体のもの)

b　灰分

c　可燃分

d　炭素分

e　水素分

f　窒素分

g　硫黄分

h　塩素分

i　酸素分

j　高位発熱量(実測値及び計算値)

k　低位発熱量(実測値及び計算値)

分析後の余剰試料は、委託者指定の期間、受託者が保管すること。なお、上記エ(ア)bにかかる、4回目の試料調製が完了するまでの調製途中試料についても、受託者が保管すること。

６－２　家庭系ごみ

(1)　燃やすごみ及び別途回収品（乾電池・スプレー缶・燃えないごみ(ガラス類、陶器類、蛍光灯、電球)）調査

ア　調査回数

18 回（前期９回、後期９回）。原則１日に１回（１区）の実施とする。

イ　調査方法

(ｱ)　試料採取・調製

金沢工場投入ステージにおいて、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全

量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「別途回収品」は、分類項目毎に重量を計量する。

計量後の「燃やすごみ」のうち、委託者が指定する試料採取容器４籠（計 800ℓ）を確保し、残りはその場でごみピットへ廃棄する。「別途回収品」は、委託者指定の場所に運搬する。

確保した４籠は、試料の飛散・降雨等の対策を講じ、金沢工場内の分類作業場所に運搬する。

(ｲ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表３－１(1)(2)(3)、「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準」、『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

小型家電については個々の名称の記録と撮影を行い、リチウムイオン電池入りのものは、その旨も合わせて記録する。計量後のリチウムイオン電池の処分は委託者の指示に従うこと。

手つかず食品は破袋する前に分類し、撮影する。その後、食品と容器包装等に分類し、計量する。容器包装等の分類は表３－１(1)に従うこと。

(ｳ) プラスチック詳細分類計量

(ｲ)で分類した、表３－１(1)の 13「その他プラスチック」を、表３－１(3)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。

(ｴ) 水分量計測

表３－１(1)に従い分類項目毎に代表試料を選定し、水分量計測容器に移す。試料の重量を計量後、乾燥機で 80℃、原則７日間乾燥し、乾重量を計量する。恒量が確認できれば、7 日未満の乾燥でも構わないとする。

なお、水分量計測に使用しない試料及び計測後の乾燥試料は委託者の指示に従い廃棄する。

(2) 缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類調査

ア 調査回数

６回（前期３回、後期３回）。原則１日に複数の試料を対象として実施する。

イ 調査方法

(ｱ) 試料採取・調製

金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。「小さな金属類」は、重量を計量するとともに個々の名称を記録する。

計量後の「缶・びん・ペットボトル」のうち、委託者が指定する試料採取容器４籠（計 800ℓ）を確保する。残りの試料は、試料保管用容器（ポリ袋）に入れて委託者の指定場所に運搬する。「小さな金属類」は、委託者の指定場所に運搬する。

(ｲ) 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表３－２(1)に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。作業終了後、試料を試料保管用容器（ポリ袋）に入れて、委託者の指定場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

(ｳ)　かさ比重・本数調査

缶・ビン・ペットボトルについて、３項目それぞれ、容量既知の容器を破袋後の試料で満たし、重量及び本数を求める（表３－２(2)）。なお、計測する容量は、ペットボトルは200Ｌ籠１つ分、缶類は50L樽２つ分、びん類は50L樽１つ分を目安とし、分類試料がそれらに満たない場合は、容量既知の他の容器を代用する。

(3)　プラスチック資源調査

ア　調査回数

18回（前期９回、後期９回）。原則１日に複数の試料を対象として実施する。

イ　調査方法

(ｱ)　試料採取・調製

金沢工場内の分類作業場所において、委託者指定の収集車両から降ろされたものを、全量、偏らないように試料採取容器に採取し、重量を計量する。

計量後の試料のうち、委託者が指定する試料採取容器４籠（計800ℓ）を確保する。残りの試料は、試料保管用容器（ポリ袋）に入れて委託者の指定場所に保管する。保管する際は、ブルーシートで覆うなど飛散防止を図ること。

(ｲ)　分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表３－３に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。作業終了後、試料を試料保管用容器（ポリ袋）に入れて、飛散防止を図り、委託者指定の場所に保管する。なお、計測後の異物等は委託者の指示に従い廃棄する。

7　各調査時の注意事項等

(1)　試料採取容器と水分量計測容器は毎回調査前に、プラスチック製の分類用容器は前期及び後期の調査開始前に、風袋重量を計量する。

(2)　試料採取容器に試料を採取する際、採取容器を30cm程度持ち上げて落とす操作を３回以上行い、目減り分を補充する。ただし、過剰に詰め込まないこと。

(3)　新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊は分散し、同一項目のものが偏らないように採取する。

(4)　油分が多量に付着した繊維・紙類や、可燃性の粉末など乾燥時に発火する可能性のある物、液体の化粧品など気化して強い臭気を生じるもの、蛍光灯や電球など乾燥中に破裂する可能性があるものは、水分量計測用試料に入れないこと。

(5)　内容物（液体等）を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物、はらわたなどの臭気の強い内容物、半液状の物のみが入ったものはこの限りでない。

(6)　大型物等、施設を害する可能性がある試料を廃棄する際は、委託者の指示に従うこと。

(7)　分類作業において分類項目の不明瞭な物は、委託者の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、委託者の指示に従い再度分類作業を行う。

(8)　受託者は、委託者の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。

8　調査結果の報告及び成果物

(1)　作業日報及び分類集計表

調査が終了した日の翌日から、営業日で数えて７日以内に作業日報及び分類集計表を電子メール

等により提出すること。上記に加え、分類集計表は原則月ごとにまとめたものを提出すること。また、調査結果の集計方法については、委託者の指示に従うこと。なお、作業日報及び分類集計表の様式は別途指示する。

(2) ごみ化学分析結果

原則、次の検体採取予定月の前月末までに速報値及び分析結果報告書を提出すること。速報値報告の様式は別途指示する。

(3) 成果物の提出

前期調査は上記(1)(2)を成果物とする。

全調査終了後、調査結果及び調査時の写真集(デジタルカメラによる作業状況記録も含む)をひとまとめに綴った報告書を紙で１部、電子媒体で１部提出するものとする。なお、記録形式については、文章はMS－WORD、表とグラフはMS－EXCEL、写真はJPEGファイルとし、様式は別途指示する。裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。

ごみ化学分析の報告書は、測定結果に加え、分析方法フロー図及び測定過程におけるデータを添付する。

表１－１　受託者が準備する必要のある物品等

1	清掃用具　（箒、ちり取り、ドライワイパー等）
2	器具等の洗浄用具　（たわし等）
3	試料採取用のスコップ　５本程度
4	作業台等を覆うブルーシート　（２m×２m程度）　２～３枚
5	床を覆う大型ブルーシート　（10m×10m程度）　２～３枚
6	ポリ袋
7	試料細粉砕用の粉砕機　1～2台

その他、調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

表１－２　委託者所有の備品及び消耗品

1	大型乾燥機　（水分測定用）　５台
2	水分測定用の各種金属バット　50個以上
3	秤　（重量計測用）　２台
4	分類用作業台　（卓球台を使用）　２台
5	鉄製品分別棒　（磁石付きの棒）
6	試料採取用200リットル容器　（籐製、竹製等）　30個以上
7	分類等に使用する各種ポリバケツ　100個以上
8	破砕試料保管に使用するタッパー
9	粉砕機（Retsch SM300：１台、吉田製作所 プラスチック粉砕機（スクリーン8mm）：２台）
10	シュレッダー　１台
11	裁ちばさみ

表2　工場搬入ごみ分類表

	分類項目		主な対象物	重量	水分
1	紙　　類		紙全般、	○	○
2			紙おむつ[注1]	○	○
3	プラスチック類	ペットボトル	指定PETボトルの識別マーク付きの物	○	○
4		容器包装	プラマーク付きの物、包装フィルム、ラップ（ラベル等貼付）、レジロール（ラベル等貼付）、レジ袋（内容物の入っていないもの）	○	○
5		レジ袋（外袋）[注2]	小売店等において、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋で、内容物が入った状態で捨てられたもの	○	
6		レジ袋（内袋）[注2]		○	
7		ポリ袋（外袋）[注2]	ごみ専用のポリ袋、レジロール（ラベル等無し）で、内容物が入った状態で捨てられたもの	○	
8		ポリ袋（内袋）[注2]		○	
9		特定プラスチック使用製品	・使い捨てカトラリー類 （フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー） ・使い捨てアメニティ類 （ホテルのアメニティ等のヘアブラシ[注3]、くし[注3]、歯ブラシ[注3]） ・使い捨てクリーニング包材 （ハンガー[注3]、衣料用カバー（衣料を包む透明プラ等の使い捨て袋））	○	
10		プラスチックのみ（合成皮革・ゴムを除く）でできた製品	ラップ（ラベルのないもの）	○	
11			チャック付き袋、ポリ袋・レジロール（内容物のないもの）	○	
12			・調理器具、台所用品 （ざる、ボウル、タッパー、使い捨て手袋など） ・収納用品、風呂、洗面用具 （小物入れ、バケツ、洗面器、ヘアブラシ[注3]、くし[注3]、歯ブラシ[注3]、ハンガー[注3]など） ・文房具、おもちゃ （ペン（バネ等の金属を含むものを除く）、定規、玩具など） ・屋外用品 （植木鉢、プランター、じょうろなど） ・その他日用品 （CD/DVD、CDケース） ※一番長い辺が50cm以上のもの（広げて50cm以上となるものを含む）を除く	○	
13		その他プラ	上記以外のプラスチック製品全般、プラスチック以外の材質を含むもの、合成皮革・ゴムでできたもの、小型家電、一番長い辺が50cm以上のもの（広げて50cm以上となるものを含む）など	○	
14	木 竹 類		自然草木、落ち葉、食用に適さない実、木製製品	○	○
15	繊 維 類	不織布マスク	マスク	○	○
16		その他不織布	おしぼり、汗拭きシート、コーヒードリップバッグ	○	
17		古布	衣類、手袋、カーテン、シーツ、タオル	○	
18		その他繊維	雑巾、ストッキング、座布団、ぬいぐるみ、ひも	○	
19	厨 芥 類		生ごみ全般	○	○
20	金 属 類		缶類、電池、金属製品、アルミ箔	○	○
21	ガラス類		びん類、電球、ガラス製品、陶磁器、石	○	○
22	そ の 他		土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ（袋のまま）、毛、乾燥剤、保冷剤、使い捨てライター[注4]、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品	○	○

注1　：紙おむつのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。

注2　：外気と直に接している袋を外袋、外気と直に接していない袋を内袋とする。

注3　：使い捨てのものは「特定プラスチック使用製品」、繰り返し使用するものは「プラスチックのみでできた製品」とする。

注4　：使い捨てライターは「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

表３－１(1)　燃やすごみ分類表

	分類項目			重量	水分	定義	主な対象物
1	紙類	資源化できる紙	新聞紙	○	○	『古紙』のうち『新聞紙』	新聞紙、折込広告のちらし
2			段ボール	○		『古紙』のうち『段ボール』	段ボール（アルミコーティングされたものは「資源化できない紙」へ）
3			紙パック	○		『古紙』のうち『紙パック』	飲料パック、牛乳パック、酒類の紙パック等（裏側がアルミコーティングされたものは「資源化できない紙」へ）
4			雑誌・その他の紙	○		『古紙』のうち『雑誌・その他の紙』	週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、教科書、カタログ、パンフレット、ＯＡ用紙、コピー用紙等上質紙、シュレッダーした紙（袋詰め等になっている状態の物。分別できない場合は、資源化できない紙へ）、Ｙシャツ等の中台紙、ノーカーボン紙、カレンダー、割り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー・ラップ等の紙芯、紙筒、葉書、名刺、レシート、トイレットペーパー等の個別包装、紙コップ・紙皿（汚れていないもの）、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、紙製ラベル、ダイレクトメール等のちらし、紙製容器包装（「段ボール」「紙パック」「資源化できない紙」に該当するものを除く）
5		可燃ごみ	資源化できない紙	○		『燃やすごみ』のうち紙製のもの	汚れた紙（納豆・カップ麺の紙製容器、ピザの箱、使用済みティッシュペーパー、油等が付着した紙）、フッ素加工紙、ワックス加工紙(段ボール含む)、ビニールコーティング紙、カーボン紙、銀紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、裏側がアルミコーティングされた紙パック、においのついた紙製容器（ヨーグルト・アイスクリーム・洗剤・石鹸の個別包装紙）、包装・充填材に使用された紙、生理用品、ペット用シート等
6			紙おむつ[注1]	○	○	『使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和２年３月環境省作成）』で示す紙おむつ	紙おむつ
7	プラスチック類		ペットボトル	○	○	容器包装リサイクル法に基づく飲料等のPETボトル （資源有効活用促進法に基づく指定表示製品のPETボトル）	指定PETボトルの識別マーク付きのもの。 飲料（清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等）、特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工類（めんつゆ、ぽん酢等）、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢（すし酢）、ドレッシングタイプ調味料（ノンオイルドレッシング等））
8			プラスチック製容器包装	○	○	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装	プラマークのあるもの（ボトル、チューブ類、カップ・パック類、キャップ・ラベル類、上記を除くトレー等）、上記以外のペットボトル（食用油、漬物などのボトル）、詰替用洗剤容器、食品・日用品の袋、包装フィルム、発泡スチロールの容器、、野菜等梱包用ネット類、緩衝材類、日用品の透明外箱、薬錠剤シート、シャンプーノズル、レジ袋（内容物なし）、ラップ・レジロール・苗木ポットでそれぞれラベル等貼付のもの等
9			プラスチック製袋等 （内容物あり）[注2]	○		レジ袋、ポリ袋、ラップ、チャック付き袋、水切りネットのうち、内容物のあるもの	レジ袋、ポリ袋、ラップ、チャック付き袋、水切りネット
10			小型家電 （小型充電式電池の外せないもの）	○		小型家電の中でも小型充電式電池が内蔵されており、排出の際に取り外しが出来ないもの	電子タバコ、手持ち扇風機、イヤーレシーバーなどの小型充電式電池が内蔵されている50cm未満の家電製品 （**これらに含まれる電池は分類計量時に分ける必要はない**）
11			小型家電 （回収ボックスに入るもの）	○		回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動作する製品及び家電製品の付属ケーブル類	携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、パソコン、パソコン周辺機器、コード類などの製品（**これらに含まれる電池は分類計量時に分ける必要はない**）
12			その他小型家電	○		上記以外の小型家電	ラジカセ、DVDプレーヤー、プリンター、体重計、扇風機、等主にプラスチックでできている50cm未満の家電製品で小型家電回収ボックスに入らないもの （**これらに含まれる電池は分類計量時に分ける必要はない**）
13			その他プラスチック[注3]	○		上記以外のプラスチック	タッパー等の容器、プラスチック製食器、三角コーナー、ザル、ボウル、水切りトレー、プラスチック製ハンガー、チャック付き袋、ポリ袋（内容物なし）、レジロール（ラベルなし・内容物なし）、使い捨て手袋、使い捨てスプーン・ストロー、PPバンド、歯ブラシ、苗木ポット（ラベルなし）、プラスチック製髭剃、ハンガー、洗濯ばさみ、ビデオテープ、ペン類、ファイル、ラップ（ラベルなし）、ゴム手袋、ホース類、テープ類、クッション封筒等
14	木竹類	加工物	加工物（割り箸除く）	○	○	木竹類が加工され製品化されているもの	つまようじ、竹串、マッチの軸、木製家具等その他加工品
15			割り箸	○		木や竹製で、使用するときに２つに割る箸	割り箸
16		自然物	せん定枝	○		庭木の剪定をした際にでる枝	剪定枝（チップ化等されていない原姿のもので、刃物等の切り口が残っているもの）
17			草・落葉・花	○		剪定枝以外の自然木竹	草、落葉、花、食用に適さない実、竹、笹等せん定枝以外の自然木竹
18	繊維類	不織布マスク		○	○	不織布製で主に鼻と口を覆う用途のもの	化学繊維製の不織布であるマスク
19		その他不織布		○		不織布マスク以外の不織布製のもの	化学繊維製の不織布であるおしぼり、ウェットティッシュ、汗拭きシート、コーヒードリップバッグ、エコバッグ等（フェルトは不織布とはしない）
20		古布[注4]		○		『古布』	衣類(下着、靴下、手袋、帽子を含む)、シーツ、毛布、カーテン、タオル、布製エコバッグ、布等
21		その他繊維		○		上記以外の繊維類	雑巾・ウエス、ストッキング、ぬいぐるみ、座布団、クッション、カーペット、マットレス、ひも等
22	厨芥類	食品ロス	手付かず食品[注5, 6]	○	○	『家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル（平成30年３月　神奈川県ごみ処理広域化推進会議）』で定義する「直接廃棄（手付かず食品）」、賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄された食品	未開封の加工食品、調理加工されていない野菜、果物、魚介類、生卵など
23			食べ残し	○		『家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル（平成30年３月　神奈川県ごみ処理広域化推進会議）』で定義する「食べ残し」、開封済みの加工食品や調理加工済みの食材	1パック中に数枚使用し、残ったハム、使いかけのゴマ、半分使った野菜、料理加工物の残り等
24			過剰除去	○		『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』で定義する「過剰除去」、調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの	定義のとおり
25		調理くず等		○		上記以外の厨芥類	調理くず[注7]（例：肉や魚の骨、茶殻、貝殻、果物の種、野菜や果物の皮等）、 ペットフード
26	金属類[注8]	電池	乾電池	○		『乾電池』	アルカリ電池、マンガン電池、コイン電池
27			リチウムイオン電池	○		（一社）JBRCが回収する小型充電式電池のうちリチウムイオン電池	リチウムイオン電池
28			充電池	○		（一社）JBRCが回収する小型充電式電池（リチウムイオン電池を除く）	ニカド電池、ニッケル水素電池
29			ボタン電池	○		（一社）電池工業会が回収するボタン電池	アルカリボタン電池、酸化銀電池、空気亜鉛電池
30		スプレー缶		○		『スプレー缶』	カートリッジ式ガスボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料用等
31		鉄製の缶類		○	○	『缶』のうちスチール缶	飲料缶、缶詰缶、のり缶、その他食品用缶類
32		アルミ製の缶類		○		『缶』のうちアルミ缶	飲料缶、缶詰缶、その他食品用缶類
33		小さな金属類		○		『小さな金属類』	鍋、やかん、包丁、主に金属でできたトースター等の機器、金属製のふた、ペンキ缶、工具、ハンガー、ホチキス針、釘、クリップ、安全ピン等で３０cm未満の主に金属でできたもの。傘の骨（３０cmを超えるものも含む）
34		その他資源にならない金属		○		上記以外の金属類	アルミ箔、アルミ箔製品（グラタン皿、ポップコーン皿等）等
35	ガラス類[注8]	蛍光灯、電球		○		蛍光灯及び電球	蛍光灯、電球
36		びん類		○	○	『びん』	食べ物・飲み物（調味料・飲み薬を含む）が入っていたガラスびん（５cm以上のカレットを含む）
37		その他ガラス・陶磁器類		○		上記以外のガラス類	コップ、鏡、耐熱ガラス、化粧品や化学薬品（飲み薬を除く）のびん、５cm未満のカレット、自然石、陶磁器、コンクリート、アスファルト等
38	その他			○	○	分類表のうちどの項目にも属さないもの	土砂、使い捨てカイロ、たばこ吸い殻、掃除機ごみ（袋のまま）、パップ剤、毛、乾燥剤、保冷剤、ペットトイレ材、ペット等の糞（袋のまま）、薬、炭類、輪ゴムなどの天然ゴム、天然皮革製品、使い捨てライター[注9]

『』は横浜市ごみと資源物の分け方・出し方で定義する分類であり、対象物は「横浜市ごみ分別アプリ」で定めるところによる

注1　：紙おむつのみがまとまって入った袋は開封せず、袋ごと「紙おむつ」に分類する。
注2　：プラスチック製袋等（内容物あり）は、内容物を取り出した後、表３－１(2)に従って分類する。
注3　：その他プラスチックの詳細分類は、さらに表３－１(3)に従って分類する。
注4　：大きく破れたもの、明らかに汚れたものは「その他繊維」とする。
注5　：納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体またはペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れてもよい。
注6　：外袋が開封済みでも個包装が未開封のものを含む。
注7　：過剰除去を除いたもの。
注8　：注射針等の医療系廃棄物及び刃物・ガラス破片等の危険品は、別途計量し、特記欄に記載する。
注9　：使い捨てライターは「その他」とするが、別途計量し、特記欄に記載する。

表３－１(2)　プラスチック製袋等（内容物あり）分類表

	分類項目				重量
1	プラスチック製袋等（内容物あり）	レジ袋	プラマークあり	外袋	○
2				内袋	○
3			プラマークなし	外袋	○
4				内袋	○
5		ポリ袋	プラマークあり	外袋	○
6				内袋	○
7			プラマークなし	外袋	○
8				内袋	○
9		プラスチック製品（内容物あり）	ラップ	－	○
10			チャック付き袋	－	○
11			その他（水切りネット等）	－	○

内容物あり：少量の野菜くず等が付着した程度であれば内容物とは見なさない
レジ袋：小売店等において、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋（「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン　（令和元年12月　経済産業省・環境省）」参照）
プラマーク：資源有効活用促進法で定めるプラスチック製容器包装（飲料等の指定PETボトルを除く）に表示を行うことが求めらるマーク
外袋：外気と直に接している袋
内袋：外気と直に接していない袋

表３－１(3)　その他プラスチック詳細分類表

	分類項目		重量	定義	主な対象物
1	その他プラスチック	使い捨てカトラリー	○	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちカトラリー類	使い捨てのフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー
2		使い捨てクリーニング包材	○	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちクリーニング包材	クリーニング店の衣類用ハンガー（プラスチックのみでできたもの）、衣類用カバー（衣料を包む透明プラ等の使い捨て袋）
3		使い捨てラップ	○	JISZ1707:2019の食品包装用プラスチックフィルム	ラベル・内容物のないラップ（少量の野菜くず等であれば内容物とは見なさない）
4		使い捨てプラスチック製品	○	プラスチック製品のうち、一度使用したら捨てることを想定したもの	使い捨て手袋（合成皮革・ゴム除く）、バラン、アイスクリームなどに付属しているプラスチック製の串
5		チャック付き袋	○	密封できるチャックの付いた内容物のない袋	定義の通り（少量の野菜くず等であれば内容物とは見なさない）
6		レジロール	○	ラベル・内容物のない薄手のポリエチレン等でできた袋	定義の通り（少量の野菜くず等であれば内容物とは見なさない）
7		歯ブラシ、デンタルフロス	○	歯を磨くための器具等	歯ブラシ、歯間ブラシ[注2]、デンタルフロス
8		調理器具・食器	○	使い捨てでないプラスチック製の調理器具、食器等	タッパー、食器、ざる、水切りトレー、弁当箱
9		スポンジ	○	食器・浴室等の洗浄に使用するもの	スポンジ（メラミンスポンジ含む）
10		文具・事務用品、収納等	○	筆記具、書類等の整頓に用いる製品	ペン、定規、クリアファイル、透明プラ製封筒、収納、小物入れ、結束バンド
11		その他プラのみ製品[注1]	○	上記No.1～10以外のプラスチック（合成皮革・ゴム除く）のみでできた製品	洗面器、三角コーナー、CDケースなど使い捨てでない単一成分プラスチック製品、CD・DVD、ヘアブラシ、くし、屋外用品（プランター等）など上記に該当しない、プラスチックのみ（合成皮革・ゴム除く）でできたもの
12		ひも・シート状製品	○	広げて50cm以上となる長尺テープ状（巻かれた状態も含む）または大判のシート状のプラスチック製品	ネガフィルム、ホース類、ロープ、PPバンド（梱包用バンド）、プラひも、養生テープ、ビニールテープ、ビニールクロス、雨合羽、網戸の網、浮き輪・浮き袋、人工芝、修正テープなど
13		金属含有[注3]	○	主にプラスチック（合成皮革・ゴム除く）でできていて金属部分を含むもの	ハンガー・洗濯ばさみ・ボールペン類・ファイルなど主にプラスチック（合成皮革・ゴム除く）でできていて金属部分を含むもの[注4]、歯間ブラシ[注2]
14		ほぼプラ複合品	○	主にプラスチック（合成皮革・ゴム除く）でできていて金属以外との複合品のもの	柄がプラスチックのほうき・モップ、骨組みがプラスチックのうちわ、シャワーキャップなど
15		合成皮革・ゴム	○	ウレタン等の合成皮革及び合成ゴムを含むプラスチック製品	靴（パンプス、スニーカー、ゴム草履、長靴、スリッパ等）・ハンドバッグなどのうち合成皮革・合成ゴム製のもの、ゴム栓、ベルト、使い捨て手袋（ニトリル等）など
16		感染性	○	人が感染するおそれのある病原体が含まれたり、含まれているおそれのあるもの	点滴用器具、注射器、タンポンアプリケータなど
17		危険物（刃物等）	○	リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの	カッター、包丁、調理用スライサー、かみそりなど
18		その他複合品等	○	プラスチック詳細分類表のうちどの項目にも属さないもの	クッション封筒・おもちゃなど（紙・木材・繊維・ガラス等プラ以外との複合品）、布ガムテープ、カセットテープ、ビデオテープ、その他上記に含まれないもの

注1　：まな板、擬木等厚さ5mm程度以上のもので委託者が指示するものは、個別計量し名称を記録する。
注2　：歯間ブラシは、金属を含むものを「13」に、プラのみのものを「7」に分類する。
注3　：プラスチック部分が合成皮革・ゴムであるものは「合成皮革・ゴム」に、また、プラと金属以外の素材との複合品は「その他複合品等」に入れる。
注4　：ばね、ねじなどが取り外され、プラスチックのみとなっていた場合は「プラのみ製品」に分類する。

表３－２(1)　缶、びん、ペットボトル分類表

	分類項目			重量
1	ペットボトル（飲料等の指定PETボトル）	蓋つき	ラベルつき	○
2			ラベルなし	○
3		蓋なし	ラベルつき	○
4			ラベルなし	○
5	缶類	鉄缶（飲料・缶詰・その他食品等のもの）		○
6		アルミ缶（飲料・缶詰・その他食品等のもの）		○
7	びん類	リターナブルびん（酒びん・ビールびん・牛乳びん等）		○
8		びん類（食べ物・飲み物・飲み薬のガラスびん（５cm以上のカレットを含む））		○
9	その他異物	プラスチック製袋（レジ袋、ポリ袋）	内容物あり（外袋）	○
10			内容物あり（内袋）	○
11		プラスチック製容器包装		○
12		その他プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製袋、容器包装を除く）		○
13		可燃物（紙類、木竹類、繊維類、厨芥類）		○
14		小さな金属類		○
15		金属・ガラス類（缶類、小さな金属類、びん類を除く）		○
16		その他		○

備考：燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

表３－２(2)　缶、びん、ペットボトルかさ比重・本数調査分類表

	分類項目	備考	本数	重量
1	ペットボトル	蓋及びラベルの有無は無作為とする	○	○
2	缶類	鉄缶、アルミ缶は無作為とする	○	○
3	びん類	リターナブル、それ以外を無作為とする	○	○

備考：重量及び本数は、容量既知の容器を試料で満たして量る。
（ペットボトルは200Ｌ籠1つ分、缶類は50L樽2つ分、びん類は50L樽1つ分を目安とする）

表３-３　プラスチック資源分類表[注1]

	分類項目		重量
1	プラスチック製容器包装	下記食品トレーを除くプラスチック製容器包装	○
2	食品トレー	発泡トレー （色の有無を問わない。納豆・カップ麺の容器を除く）	○
3	資源化可能プラスチック類	使い捨てカトラリー	○
4		使い捨てクリーニング包材	○
5		使い捨てラップ	○
6		使い捨てプラスチック製品	○
7		チャック付き袋	○
8		レジロール	○
9		歯ブラシ、デンタルフロス	○
10		調理器具、食器	○
11		スポンジ	○
12		文具・事務用品、収納等	○
13		その他プラスチックのみでできた製品	○
14	資源化不可プラスチック	金属含有（電源なしで使用できるもの）	○
15		ほぼプラ複合品	○
16		ひも・シート状製品	○
17		合成皮革・ゴム	○
18		感染性	○
19		危険物（刃物等）	○
20		危険物（小型充電式電池の外せない小型家電）	○
21		小型家電（主にプラスチックでできているもの）[注2]	○
22		その他複合品等	○
23	プラスチック製袋（内容物あり）	レジ袋プラマークあり（外袋）	○
24		レジ袋プラマークあり（内袋）	○
25		レジ袋プラマークなし（外袋）	○
26		レジ袋プラマークなし（内袋）	○
27		ポリ袋プラマークあり（外袋）	○
28		ポリ袋プラマークあり（内袋）	○
29		ポリ袋プラマークなし（外袋）	○
30		ポリ袋プラマークなし（内袋）	○
31	ペットボトル	容器包装リサイクル法に基づく飲料等のPETボトル （資源有効活用促進法に基づく指定表示製品のPETボトル）	○
32	その他異物	可燃物（紙類、木竹類、繊維類、厨芥類）	○
33		金属・ガラス類[注3]	○
34		その他	○

注1：燃やすごみ調査と共通の分類項目については「燃やすごみ分類表」に準ずる。

注2：プラスチックの割合が低いもの、外装が金属のものは、その他異物の金属・ガラス類に分類する。

注3：注射針等の医療系廃棄物及び刃物・ガラス破片等の鋭利なもの、発火する恐れのあるもの、電池・充電池等の危険品は、別途計量し、特記欄に記載する。

表4 ごみ化学分析方法

前処理	方法	検体数 ※8
粉砕 ※1	一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(昭和52年11月4日環整95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知)別紙2のⅠ	4回 (4工場×6項目/1回)
工場別分析試料の調製	各工場の試料について、当該分類結果より得られた組成(dry/dry%)になるよう混合する。	16
項目別分析試料の調製 ※2	各項目毎に4工場分(4工場×4回)の試料を等量混合する。	6

分析項目			方法	検体数 ※8		
				工場別	項目別	合計
灰分及び可燃分		※3	一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(昭和52年11月4日環整95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知)別紙2のⅠ	16	6	22
元素分析 ※4 ※5	炭素		廃棄物固形化燃料(Z7302-8)又は石炭類及びコークス類の機器分析装置による元素分析方法(JIS M 8819)に準ずる方法	16	6	22
	水素			16	6	22
	窒素			16	6	22
	硫黄	※6	廃棄物固形化燃料(Z7302-7)の燃焼管式空気法に準ずる方法及びJIS K 0103 付属書JC	16	6	22
	塩素	※6	廃棄物固形化燃料(Z7302-6)の燃焼管式空気法に準ずる方法及びJIS K 0107 付属書A	16	6	22
発熱量		※7	自動ボンブ熱量計による方法(JIS M 8814)	16	6	22

※1 工場ごとに原則、紙類、プラスチック類、木竹類、厨芥類、繊維類、その他の6項目ごとに粉砕する。
(「環整95号」に準じるが、紙と繊維は別々に分析する)

※2 各回項目別に4工場分の試料を等量ずつ混合し、6項目分の試料を調製する。これら6項目分の試料を、項目ごとに4回分の試料を順次等量ずつ混合し、最終的に6個の試料を得る。

※3 環整95号別紙2のⅠ(4)灰分の項に掲げる「105±5℃による2時間の加熱」の前後で秤量し、差分を付着水分として割合を出し、各分析結果を補正するものとする。

※4 「酸素」を、可燃分から表中の他の元素分析結果を引いて算出する。

※5 元素分析結果から、高位発熱量(計算値)及び低位発熱量(計算値)を算定すること。算定式は協議する。

※6 試料の燃焼温度を800℃とする。

※7 発熱量の実測値から、高位発熱量(実測値)及び低位発熱量(実測値)を算定すること。算定式は協議する。

※8 検体数は概算数量を記載している。

備考1 炭素及び発熱量はn = 3以上、それ以外の各分析はn = 2以上で分析すること。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準

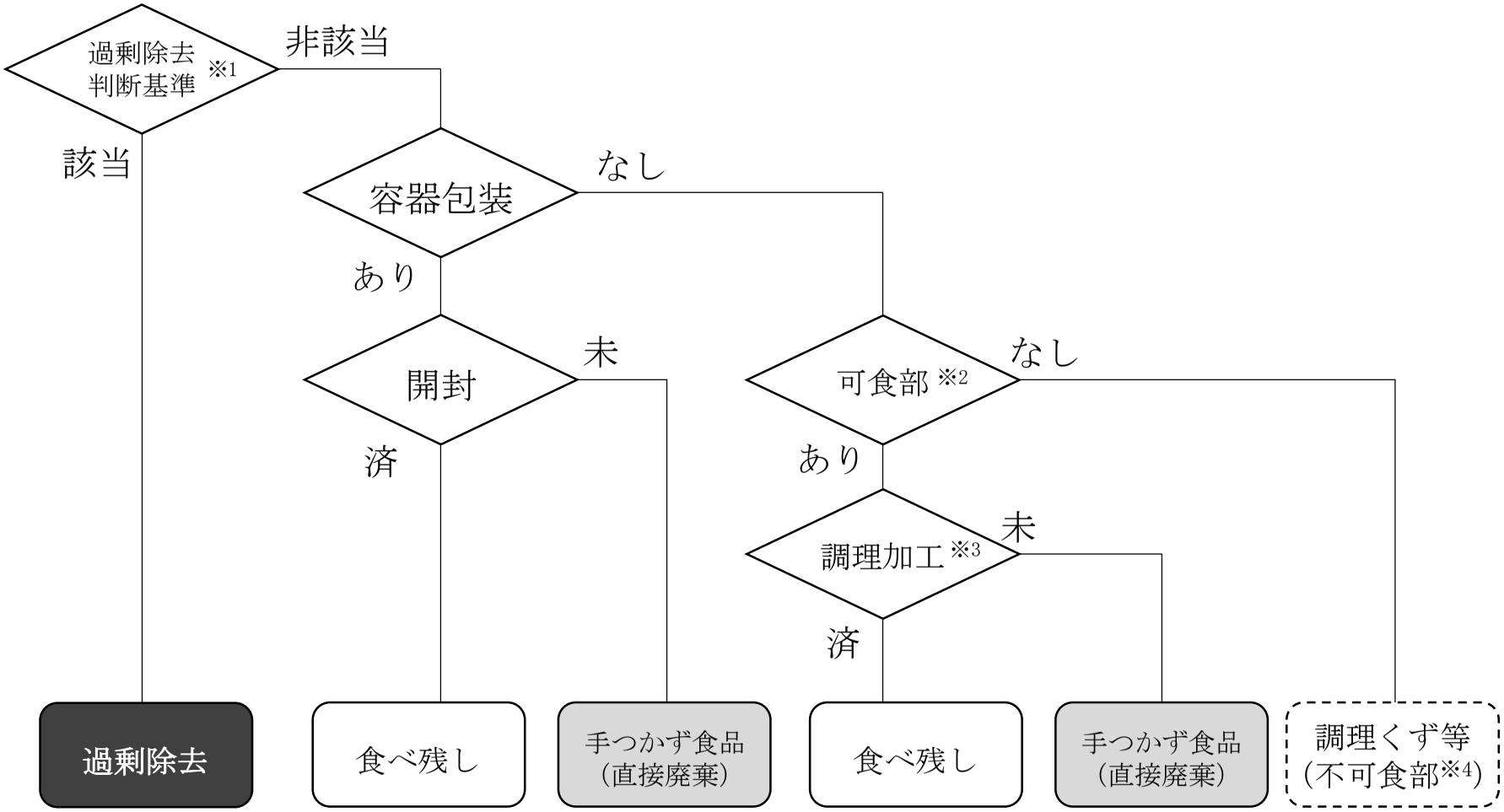

※1　別紙『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』による。
※2　そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。
※3　加熱や切砕など。
※4　骨や殻、ヘタなど一般に食するのに適さないもの。

食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準（例）

調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの。表１のいずれかに該当し、かつ**重量**で可食部が全体の概ね6割程度以上のものを「過剰除去」とする。

表１

番号	不可食部	可食部	主な対象品	備考
A	ヘタ	実	茄子、胡瓜、ピーマン、ズッキーニ	
B	根～根本	葉・茎	小松菜、青梗菜、万能ねぎ、三つ葉、にら、キャベツ、玉ねぎ、長葱	ニラは分岐部分から根本側の、緑色が薄い部分を不可食部とする。
C	根本	根	大根、人参	
D	青い部分	白い部分	長葱 ※長葱及びそれと同等の太さを持つ葱類のみを対象とする	青い部分の分岐よりも上を不可食部とする。
E	皮	中心部	大根 ※以上１項目のみを対象とする	向いた皮の一番厚いところが概ね5㎜以上のものを「過剰除去」とする。
F	茎の皮	茎の中心部、つぼみ	ブロッコリーの茎、カリフラワーの茎 ※以上２項目のみを対象とする	向いた皮の一番厚いところが概ね5㎜以上のものを「過剰除去」とする。
G	石づき	柄～傘	えのき茸 ※エノキ茸及びそれに類似した形態の茸類のみと対象とする。	石づき側の末端から傘方向におおよそ5㎝以上残っているものを「過剰除去」とする。
H	外側や先端部の枯れた（褐色の）部分	枯れていない部分	玉ねぎ ※以上１項目のみを対象とする	はがされた外側の鱗片、または切られた上部分について可食部割合の判断を行うとする。

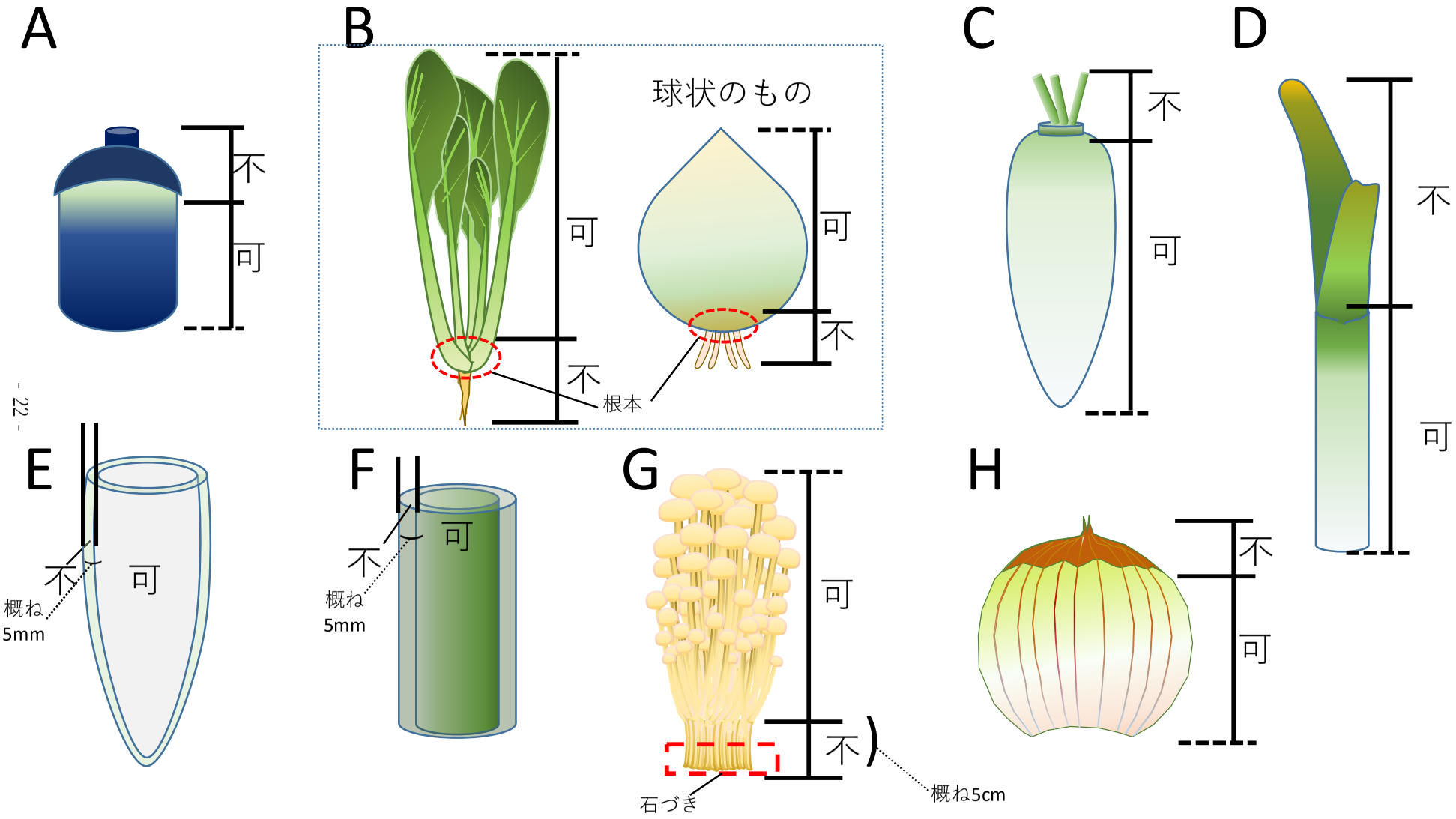
A
不
可
B
可
不
根本
球状のもの
可
不
C
不
可
D
不
可
E
不
可
概ね
5mm
F
不
可
概ね
5mm
G
可
不
石づき
概ね5cm
H
不
可

令和６年７月版

適用する仕様書等(委託)

1　適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和５年１月
☑	資源循環局構内作業基準	令和６年７月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年５月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年５月

☐　個人情報取扱特記事項

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☐　電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（資源循環局）　令和５年10月

☐　前金払に関する特記事項

本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。

2　入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo